

# 【会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

## 1 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

## 2 基本目標

「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち  
ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち  
自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」

### 《合理的配慮とは》

「合理的配慮」とは、障がいがあることで生じている社会生活上の不利益を解消するため、周囲の人々が障がいの特性に合わせた配慮を可能な範囲で行うことをいいます。障がい者の権利を保障するため、障害者権利条約や平成23年に改正された障害者基本法において新たに定められた言葉です。

## 3 基本方針

### (1) 合理的配慮の推進

障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により差別や虐待の予防、解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインの推進を通して、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう、市民、事業者と取り組んでいきます。

### (2) 地域で支え合える関係づくり

障がいのある人もない人も地域で安心して生活していくためには、日頃から、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築いていくことが必要です。気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組んでいきます。

### (3) 自己実現を可能とする活動の推進

地域で生き生きと心豊かに暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動など余暇時間の充実が大切です。障がいのある人がそれらの活動に主体的に参加し他者との交流を楽しみ、生活の質を高めていくことで、自分らしく生活することのできる支援体制づくりに取り組んでいきます。

### (4) 雇用・就業の促進

障がいのある人の働きたいという意欲を尊重して、企業などに対して障がい理解を促進することで、障がいがあっても、個性や能力を活かすことのできる働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

### (5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが同年代の障がいのない子どもと等しく、地域の中で学び、遊びや余暇を楽しみながら成長する権利を保障するため、障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援や育成環境の整備など、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

### (6) 地域生活支援の充実

障がいのある人が自らの意志で自己決定し、生き方を選択していくためには、早期に課題を把握して個々に応じた相談支援体制の充実が必要です。また、多様化する課題に対応するため、支援する側が横断的な連携を図りながら、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組んでいきます。

## 4 市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組みます。

### (1) 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で当たり前で暮らしていけるよう、市民の障がい・障がい者理解を深める仕組みを構築します。

### (2) 地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築します。

### (3) 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動に参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築します。

### (4) 一般就労に向けた仕組みづくり

一般就労を希望する障がいのある人が、その能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築します。

### (5) 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが、健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期から就学、卒業後まで、切れ目のない一貫した支援を行なっていくための仕組みを構築します。

### (6) 横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域のなかで暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な地域での相談体制など障がいのある人を支援していくための仕組みを構築します。

## 5 計画の期間

- 障がい者計画・・・平成30年度～令和5年度（6年間）
- 障がい福祉計画・・・第6期 令和3年度～令和5年度（3年間）
- 障がい児福祉計画・・・第2期 令和3年度～令和5年度（3年間）

## 6 計画の推進体制

計画は、庁内及び庁外の組織により推進していきます。

- 庁内組織・・・市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議  
（関係課長による組織）  
市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内検討専門部会  
（事務担当者等による組織）
- 庁外組織・・・会津若松市地域自立支援協議会  
（保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織）